

令和2年度 放射線測定器（日立アロカ製サーベイメータ
TCS-172B 及び TGS-146B）の点検校正業務
に係る一般競争入札説明書

[全省庁共通電子調達システム対応]

入 札 説 明 書

入 札 心 得

入 札 書 様 式

電子入札案件の紙入札参加様式

委 任 状 様 式

予算決算及び会計令（抜粋）

仕 様 書

入 札 適 合 条 件

契 約 書 （ 案 ）

令和2年9月
原子力規制委員会原子力規制庁
長官官房放射線防護グループ監視情報課

入札説明書

原子力規制委員会原子力規制庁
長官官房放射線防護グループ監視情報課

原子力規制委員会原子力規制庁の役務の調達に係る入札公告（令和2年9月30日付け公告）に基づく入札については、関係法令、原子力規制委員会原子力規制庁入札心得に定めるもののほか下記に定めるところによる。

記

1. 競争入札に付する事項

(1) 件名

令和2年度 放射線測定器（日立アロカ製サーベイメータ TCS-172B 及び TGS-146 B）の点検校正業務

(2) 契約期間

契約締結日から令和3年3月19日まで

(3) 納入場所

仕様書による。

(4) 入札方法

入札金額は、総価で行う。内訳として、1台当たりの単価（点検校正、点検のみ、送料（往復））を記載すること。また、積算に当たっては、仕様書に記載の点検校正の予定数量を前提に算出すること。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2. 競争参加資格

(1) 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 原子力規制委員会から指名停止措置が講じられている期間中の者ではないこと。

(4) 令和01・02・03年度（平成31・32・33年度）環境省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」において「A」、「B」又は「C」の等級に格付けされている者であること。

(5) 入札説明書において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約できる者であること。

3. 入札者に求められる義務等

この一般競争に参加を希望する者は、原子力規制委員会原子力規制庁の交付する仕様書に基づき適合証明書を作成し、適合証明書の受領期限内に提出しなければならない。

また、支出負担行為担当官等から当該書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

なお、提出された適合証明書は原子力規制委員会原子力規制庁において審査するものとし、審査の結果、採用できると判断した証明書を提出した者のみ入札に参加できるものとする。

4. 適合証明書の受領期限及び提出場所

(1) 受領期限

令和2年10月20日（火） 17時

(2) 受領場所

〒106-8450 東京都港区六本木1丁目9番9号 六本木ファーストビル7階
原子力規制委員会原子力規制庁長官官房放射線防護グループ監視情報課

(3) 提出方法

ア. 電子調達システムで参加する場合

電子調達システムで参加する場合は（1）の期限までに同システム上で適合証明書を提出すること（同システムのデータ上限は10MBまで）。

イ. 書面で参加する場合

書面で参加する場合は（1）の期限までに持参または郵送とする。郵送の場合は受け付けるが確実に届くよう、配達証明等で送付すること。なお、メールによる適合証明書の受領は受け付けない。

(4) その他

審査の結果は令和2年10月28日（水）中に電子調達システムで通知する。書面により入札に参加する者へは、書面で通知する。（審査結果通知書）

5. 競争執行の日時、場所等

(1) 入札・開札の日時及び場所

日時：令和2年10月30日（金） 15時00分

場所：原子力規制委員会原子力規制庁 六本木ファーストビル13階入札会議室

(2) 入札書の提出方法

ア. 電子調達システムによる入札の場合

5.（1）の日時までに同システムにより入札を行うものとする。

イ. 書面による入札の場合

原子力規制委員会原子力規制庁入札心得に定める様式2による書面を4.（1）の日時までに4.（2）の場所へ持参または郵送すること。

また、原子力規制委員会原子力規制庁入札心得に定める様式1による入札書を

5.（1）の日時及び場所に持参すること。入札書を電話、FAX、郵送等により

提出することは認めない。なお、入札書の日付けは、入札日を記入すること。
ウ. 入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。

(3) 入札の無効

入札公告に示した競争参加資格のない者による入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

6. 落札者の決定方法

支出負担行為担当官が採用できると判断した適合証明書を提出した入札者であって、予決令第79条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札額によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

7. その他の事項は、原子力規制委員会原子力規制庁入札心得の定めるところにより実施する。

8. 入札保証金及び契約保証金 全額免除

9. 契約書作成の要否 要

10. 契約条項 契約書（案）による。

11. 支払の条件 契約書（案）による。

12. 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。

13. 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地
支出負担行為担当官 原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官 伊藤 隆行
〒106-8450 東京都港区六本木一丁目9番9号

14. その他

(1) 競争参加者は、提出した証明書等について説明を求められた場合は、自己の責任において速やかに書面をもって説明しなければならない。

(2) 本件に関する照会先

担当：原子力規制委員会原子力規制庁長官官房放射線防護グループ監視情報課
加藤、廣井

電話：03-5114-2126

FAX：03-5114-2185

メールアドレス : kanshi@nsr. go. jp

(3) 電子調達システムの操作及び障害発生時の問合せ先

政府電子調達システム (G E P S) ホームページアドレス <https://www.geps.go.jp/>
[p/ヘルプデスク 0570-014-889](https://www.geps.go.jp/) (ナビダイヤル)

受付時間 平日 8 時 3 0 分 ~ 1 8 時 3 0 分

(別 紙)

原子力規制委員会原子力規制庁入札心得

1. 趣旨

原子力規制委員会原子力規制庁の所掌する契約（工事に係るものを除く。）に係る一般競争又は指名競争（以下「競争」という。）を行う場合において、入札者が知り、かつ遵守しなければならない事項は、法令に定めるもののほか、この心得に定めるものとする。

2. 入札説明書等

- (1) 入札者は、入札説明書及びこれに添付される仕様書、契約書案、その他の関係資料を熟読のうえ入札しなければならない。
- (2) 入札者は、前項の書類について疑義があるときは、関係職員に説明を求めることができる。
- (3) 入札者は、入札後、(1)の書類についての不明を理由として異議を申し立てることができない。

3. 入札保証金及び契約保証金

環境省競争参加資格（全省庁統一資格）を保有する者の入札保証金及び契約保証金は、全額免除する。

4. 入札書の書式等

入札者は、様式1による入札書を提出しなければならない。
ただし、電子調達システムにより入札書を提出する場合は、同システムに定めるところによるものとする。なお、入札説明書において「電子調達システムより入札書を提出すること。」と指定されている入札において、様式1による入札書の提出を希望する場合は、様式2による書面を作成し、入札説明書で指定された日時までに提出しなければならない。

5. 入札金額の記載

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

6. 入札書の提出

- (1) 入札書を提出する場合は、入札説明書において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約の上提出すること。なお、書面により入札する場合は、誓約事項に誓約する旨を入札書に明記することとし、電子調達システムにより入札した場合は、当面の間、誓約事項に誓約したものとして取り扱うこととする。

(2) 書面による入札書は、封筒に入れ封印し、かつその封皮に氏名(法人の場合はその名称又は商号)、宛名(支出負担行為担当官原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官殿と記載)及び「令和2年10月30日開札[令和2年度 放射線測定器(日立アロカ製サーベイメータ TCS-172B 及び TGS-146B)の点検校正業務]の入札書在中」と朱書きして、入札日時までに提出すること。

(3) 電子調達システムにより入札する場合は、同システムに定める手続に従い、入札日時までに入札書を提出すること。通信状況により提出期限内に電子調達システムに入札書が到着しない場合があるので、時間的余裕をもって行うこと。

7. 代理人等(代理人又は復代理人)による入札及び開札の立会い

代理人等により入札を行い又は開札に立ち会う場合は、代理人等は、様式3による委任状を持参しなければならない。また、代理人等が電子調達システムにより入札する場合には、同システムに定める委任の手続を終了しておかなければならない。

8. 代理人の制限

(1) 入札者又はその代理人等は、当該入札に係る他の入札者の代理人を兼ねることができない。

(2) 入札者は、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。)第71条第1項各号の一に該当すると認められる者を競争に参加することができない期間は入札代理人とすることができない。

9. 条件付の入札

予決令第72条第1項に規定する一般競争に係る資格審査の申請を行った者は、競争に参加する者に必要な資格を有すると認められること又は指名競争の場合にあっては指名されることを条件に入札書を提出することができる。この場合において、当該資格審査申請書の審査が開札日までに終了しないとき又は資格を有すると認められなかったとき若しくは指名されなかったときは、当該入札書は落札の対象としない。

10. 入札の無効

次の各項目の一に該当する入札は、無効とする。

- ① 競争に参加する資格を有しない者による入札
- ② 指名競争入札において、指名通知を受けていない者による入札
- ③ 委任状を持参しない代理人による入札又は電子調達システムに定める委任の手続を終了していない代理人等による入札
- ④ 書面による入札において記名押印(外国人又は外国法人にあっては、本人又は代表者の署名をもって代えることができる。)を欠く入札
- ⑤ 金額を訂正した入札
- ⑥ 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- ⑦ 明らかに連合によると認められる入札
- ⑧ 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね又は2者以上の代理をした者の入札

- ⑨ 入札者に求められる義務を満たすことを証明する必要がある入札にあっては、証明書が契約担当官等の審査の結果採用されなかった入札
- ⑩ 入札書の提出期限までに到着しない入札
- ⑪ 暴力団排除に関する誓約事項（別記）について、虚偽が認められた入札
- ⑫ その他入札に関する条件に違反した入札

11. 入札の延期等

入札参加者が相連合し又は不穩の行動をする等の場合であって、入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し若しくはとりやめることがある。

12. 開札の方法

- (1) 開札は、入札者又は代理人等を立ち合わせて行うものとする。ただし、入札者又は代理人等の立会いがない場合は、入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせて行うことができる。
- (2) 電子調達システムにより入札書を提出した場合には、入札者又は代理人等は、開札時刻に端末の前で待機しなければならない。
- (3) 入札者又は代理人等は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書又は委任状を提示しなければならない。
- (4) 入札者又は代理人等は、開札時刻後においては開札場に入場することはできない。
- (5) 入札者又は代理人等は、契約担当官等が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。
- (6) 開札をした場合において、予定価格の制限内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行うものとする。電子調達システムにおいては、再入札を行う時刻までに再度の入札を行うものとする。なお、開札の際に、入札者又は代理人等が立ち会わず又電子調達システムの端末の前で待機しなかった場合は、再度入札を辞退したものとみなす。ただし、別途指示があった場合は、当該指示に従うこと。

13. 調査基準価格、低入札価格調査制度

- (1) 工事その他の請負契約（予定価格が1千万円を超えるものに限る。）について予決令第85条に規定する相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認められる場合の基準は次の各号に定める契約の種類ごとに当該各号に定める額（以下「調査基準価格」という。）に満たない場合とする。
 - ① 工事の請負契約 その者の申込みに係る価格が契約ごとに10分の7.5から10分の9.2までの範囲で契約担当官等の定める割合を予定価格に乗じて得た額
 - ② 前号以外の請負契約 その者の申込みに係る価格が10分の6を予定価格に乗じて得た額

- (2) 調査基準価格に満たない価格をもって入札（以下「低入札」という。）した者は、事後の資料提出及び契約担当官等が指定した日時及び場所を実施するヒアリング等（以下「低入札価格調査」という。）に協力しなければならない。
- (3) 低入札価格調査は、入札理由、入札価格の積算内訳、手持工事の状況、履行体制、国及び地方公共団体等における契約の履行状況等について実施する。

14. 落札者の決定

- (1) 有効な入札を行った者のうち、予定価格の制限内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。
- (2) 低入札となった場合は、一旦落札決定を留保し、低入札価格調査を実施の上、落札者を決定する。
- (3) 前項の規定による調査の結果その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする可能性がある。

15. 落札者となるべき者が2者以上ある場合の落札者の決定方法

当該入札の落札者の決定方法によって落札者となるべき者が2者以上あるときは、直ちに当該者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。

なお、入札者又は代理人等が直接くじを引くことができないときは、入札執行事務に関係のない職員がこれに代わってくじを引き、落札者を決定するものとする。

16. 落札決定の取消し

落札決定後であっても、入札に関して連合その他の事由により正当な入札でないことが判明したときは、落札決定を取消することができる。

17. 契約書の提出等

- (1) 落札者は、契約担当官等から交付された契約書に記名押印（外国人又は外国法人が落札者である場合には、本人又は代表者が署名することをもって代えることができる。）し、契約書を受領した日から10日以内（期終了の日が行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する日に当たるときはこれを算入しない。）に契約担当官等に提出しなければならない。ただし、契約担当官等が必要と認めた場合は、この期間を延長することができる。
- (2) 落札者が前項に規定する期間内に契約書を提出しないときは、落札は、その効力を失う。

18. 契約手続において使用する言語及び通貨

契約手続において使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨に限る。

(別記)

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記事項について、入札書（見積書）の提出をもって誓約いたします。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、官側の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。））を提出します。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）及び登記簿謄本の写しを提出すること並びにこれらの提出書類から確認できる範囲での個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

1. 次のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

(1) 契約の相手方として不適当な者

- ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(2) 契約の相手方として不適当な行為をする者

- ア 暴力的な要求行為を行う者
- イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- エ 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- オ その他前各号に準ずる行為を行う者

2. 暴力団関係業者を再委託又は当該業務に関して締結する全ての契約の相手方としません。

3. 再受任者等（再受任者、共同事業実施協力者及び自己、再受任者又は共同事業実施協力者が当該契約に関して締結する全ての契約の相手方をいう。）が暴力団関係業者であることが判明したときは、当該契約を解除するため必要な措置を講じます。

4. 暴力団員等による不当介入を受けた場合、又は再受任者等が暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、発注元の契約担当官等へ報告を行います。

(様式1)

入 札 書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官 殿

所 在 地
商号又は名称
代表者役職・氏名 印

(復) 代理人役職・氏名 印

注) 代理人又は復代理人が入札書を持参して入札する
場合に、(復) 代理人の記名押印が必要。このと
き、代表印は不要(委任状には必要)。

下記のとおり入札します。

記

- 1 入札件名 : 令和2年度 放射線測定器(日立アロカ製サーベイメータ
TCS-172B 及び TGS-146B) の点検校正業務
- 2 入札金額 :

点検校正単価	円×想定台数	792 台=	円
点検のみ単価	円×想定台数	25 台=	円
送料 単価	円×想定台数	1,796 台=	円
合計(全て税抜)			円也
- 3 契約条件 : 契約書及び仕様書その他一切貴庁の指示のとおりとする。
- 4 誓約事項 : 暴力団排除に関する誓約事項に誓約する。

(様式2)

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官 殿

所 在 地
商号又は名称
代表者役職・氏名

電子入札案件の紙入札方式での参加について

下記入札案件について、電子調達システムを利用して入札に参加できないので、紙入札方式で参加をいたします。

記

- 1 入札件名 : 令和2年度 放射線測定器(日立アロカ製サーベイメータ TCS-172B 及び TGS-146B) の点検校正業務
2. 電子調達システムでの参加ができない理由
(記入例) 電子調達システムで参加する手続が完了していないため

担当者連絡先

部署名 :
担当者名 :
TEL :
FAX :
E-mail :

委 任 状

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官 殿

所 在 地
(委任者) 商号又は名称
代表者役職・氏名 印

代理人所在地
(受任者) 所属(役職名)
代理人氏名 印

当社 を代理人と定め下記権限を委任します。

記

(委任事項)

- 1 令和2年度 放射線測定器（日立アロカ製サーベイメータ TCS-172B 及び TGS-146B）の点検校正業務の入札に関する一切の件
- 2 1の事項にかかる復代理人を選任すること。

(様式3-②)

委 任 状

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官 殿

代理人所在地
(委任者) 商号又は名称
所属(役職名)
代理人氏名 印

復代理人所在地
(受任者) 所属(役職名)
復代理人氏名 印

当社 を復代理人と定め下記権限を委任します。

記

(委任事項)

令和2年度 放射線測定器(日立アロカ製サーベイメータ TCS-172B 及び TGS-146B) の点検校正業務の入札に関する一切の件

(参 考)

予算決算及び会計令（抜粋）

（一般競争に参加させることができない者）

第七十条 契約担当官等は、売買、貸借、請負その他の契約につき会計法第二十九条の三第一項の競争（以下「一般競争」という。）に付するときは、特別の理由がある場合を除くほか、次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者

（一般競争に参加させないことができる者）

第七十一条 契約担当官等は、一般競争に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、また同様とする。

- 一 契約の履行に当たり故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- 二 公正な競争の執行を妨げたとき又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- 三 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- 四 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
- 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
- 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。
- 七 この項（この号を除く。）の規定により一般競争に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

2 契約担当官等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を一般競争に参加させないことができる。

仕様書

1. 件名

令和2年度 放射線測定器（日立アロカ製サーベイメータ TCS-172B 及び TGS-146B）の点検校正業務

2. 実施概要

福島県内の各自治体に配備されている NaI シンチレーションサーベイメータ及び GM 管サーベイメータの点検校正を行う。

3. 対象機器及び予定台数

(1) 回収対象機器：1796台*

- ・NaI シンチレーションサーベイメータ TCS-172B（日立アロカ製）1558台
- ・GM 管サーベイメータ TGS-146B（日立アロカ製）60台
- ・GM 管サーベイメータ OSK 72HT104（ガンマソニックス社製）178台

(2) 点検校正対象台数：792台*

- ・NaI シンチレーションサーベイメータ TCS-172B（日立アロカ製）760台
- ・GM 管サーベイメータ TGS-146B（日立アロカ製）32台

※数量は予定数量であり増減する。なお、入札は予定数量の総価で実施するが、支払いについては実績払いとする。

4. 実施期間

契約締結日から令和3年3月19日まで

5. 機器回収及び納品

- ・福島県内各市町村役場及び福島県庁に配備されている回収対象機器を回収し、点検対象機器について点検校正を行い、同配備場所に報告書等を付して納品すること。それ以外の機器については、原子力規制庁に返送する。（配備場所及び業務フローは、別添参照）
- ・機器回収の際は、各市町村役場及び福島県庁の担当者と事前に協議すること。
- ・また、輸送及び保管においては、気圧の変化や衝撃による製品の変質・破損等が生じないように留意すること。

6. 点検校正業務

I. 点検校正概要

- ・回収した機器のうち、点検対象リストに掲載された機器について点検校正を行う。点検対象リストは、契約後、別途原子力規制庁から送付する。
- ・上記点検対象リストに掲載のない機器については、原子力規制庁に返送すること。また、月1回を目途に規制庁返送リストを作成し、電子メール等で原子力規制庁担当者に報告する。
- ・なお、下記の目視点検及び性能点検において不具合等があった場合は、不具合等を解消するよう調整作業（電池交換を含む）を行うこと。解消不能な不具合等が

- あった場合は、事前に連絡した上で原子力規制庁に返送すること。
- ・校正終了後に校正済シール（校正年月日等記載）を機器本体に貼付すること。

II. NaI シンチレーションサーベイメータ点検校正項目

(1) 目視点検

サーベイメータ内部、外部の清掃及び部品の破損・腐食、ネジの緩み、変形や破損等がないことを確認する。

(2) 性能点検

①BATT チェック

FUNCTION スイッチにて BATT チェックができることを確認する。

②HV チェック

FUNCTION スイッチにて HV チェックができることを確認する。

③HV 校正

Auto Calibration 機能を用いて使用高電圧が設定できることを確認する。

また、併せて点検前後の高圧出力電圧を確認する。

④計数指示精度

電気信号を入力し、線量率、計数率に対しアナログ指示値、デジタル値が基準値以内に入ることを確認する。

判定基準：アナログ表示は各レンジ毎にフルスケールに対して±3%以内

判定基準：デジタル表示は各レンジ毎に入力換算値に対し±(3%+1digit) 以内

⑤時定数

電気信号を入力し、各時定数 3, 10, 30 秒においてフルスケールから 37%まで指示が落ちる時間を測定する。各時定数に対し、 $3.0 \mu\text{Sv/h}$ をフルスケールとして測定する。

判定基準： $30 \pm 6 \text{ s}$ 以内、 $10 \pm 2 \text{ s}$ 以内、 $3 \pm 0.6 \text{ s}$ 以内

⑥メモリー動作

MEMORY スイッチを押し、測定値が記録されていることを確認する。

⑦モニタ音

電気信号を入力し、モニタ音が鳴動することを確認する。

⑧モニタ音量

モニタ音量設定モードにて音量変更できることを確認する。

⑨時刻設定

時刻設定モードにて時刻設定ができることを確認する。

⑩BG 測定

本体を使用状態とし、バックグラウンドを点検前後で測定し、記録する。

(3) 線源校正

- ・線源校正室でバックグラウンドを測定し、記録する。
- ・線源照射試験については、JIS Z 4333 (X線, γ 線及び β 線用線量当量(率)サーベイメータ)等に準拠し、日本の国家計量標準にトレーサブルであること。
- ・Cs-137 標準線源を使用し、校正ポイント $0.5 \mu\text{Sv/h}$ 、 $5 \mu\text{Sv/h}$ 、 $21 \mu\text{Sv/h}$ において、指示値が±15%以内であることを確認する。校正は校正室等の低線量下 ($0.1 \mu\text{Sv/h}$ 程度) で実施する。

III. GM 管サーベイメータ点検校正項目

(1) 目視点検

外部の清掃及び部品の破損・腐食、ネジの緩み、変形や破損等がないことを確認する。

(2) 性能点検

①電池電圧

本体を使用状態とし、乾電池電圧を測定する。(判定基準：6.0V 以上)

②BATT

FUNCTION スイッチ押下にて電圧チェックモードにして、バーグラフが最大であることを確認する。

③高圧出力電圧

HV チェックモードにして、検出器にかかる高圧の電圧測定を行い、基準値以内であることを確認する。(判定基準：1100V±50V 以内)

④計数指示精度

電気信号を入力し、デジタル値が基準値以内に入ることを確認する。

(判定基準：デジタル表示は各レンジともに入力換算値±(3%+1digit) 以内)

⑤スケアラ動作

電気信号を入力し、プリセットタイムと計数値を確認する。

(判定基準：プリセットタイム：0.1 分にて6±1 秒以内、計数値：600 カウント入力にて600±6 カウント以内)

⑥モニタ音

電気信号を入力し、モニタ音を確認する。

⑦プラトー特性

線源を用いてプラトー特性を測定し、基準値以内であることを確認する。なお、測定電圧は使用電圧付近の5 点以上とすること。

(判定基準：プラトー長 150V 以上、プラトー傾斜 10%/100V 以下)

(3) 線源校正

- ・点検の前後で、バックグラウンドを 10 分間測定し、確認する。

(判定基準：100cpm 以下(校正室等の低線量下(0.1 μSv/h 程度)で実施すること)

- ・効率試験は、JIS Z 4329(放射性表面汚染サーベイメータ)等に準拠し、日本の国家計量標準にトレーサブルであること。Cl-36 面線源(検出窓の面積をカバーし、十分な精度で校正できる面積を有するもの)を使用し、検出面から 5mm 離して、自然計数率を差し引いた正味計数率を測定して機器効率を算出する。

(判定基準：35.6%/2π~59.3%/2π)

7. 請負者の条件

- (1) 本仕様を満たす点検校正ができる設備、校正室等を用意すること。

- (2) 本業務履行に当たり、使用する線源が放射線障害防止法に定める数量を超える場合は、法令の定めに従って放射線取扱主任者の配置等の必要な措置を講じること。

8. 提出書類及び納入場所

- (1) 提出書類

受注者が原子力規制庁の承認を受けるため、又は報告するために提出する書類、部数、期日は次のとおりとする。

	提出書類	部数	提出期日
1	工程表（機器回収、点検校正、納品）	1	契約締結後速やかに 変更時は改訂版を速やかに提出すること
2	回収及び点検校正方法	1	
3	点検校正体制表	1	
4	放射線取扱主任者免状（写）	1	契約締結後速やかに （非該当の場合は省略可）
5	規制庁返送機器リスト	1(電子媒体) ※excel形式	進捗に応じて都度メール等で提出
6	点検校正報告書	1(電子媒体)	令和3年3月19日まで ※別途配備場所にも提出
7	点検校正機器一覧 （回収・納品自治体名、点検結果、回収・納品日、校正日等）	1(電子媒体) ※excel形式	令和3年3月19日まで ※別途配備場所にも提出
8	校正証明書	1(電子媒体)	令和3年3月19日まで ※別途配備場所にも提出
9	トレーサビリティ体系図	1(電子媒体)	令和3年3月19日まで ※別途配備場所にも提出

(2) 納入品目及び納入場所

(a) 納入品目：(1) に定める提出書類

(b) 納入場所：原子力規制委員会原子力規制庁長官官房放射線防護グループ
監視情報課
東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル7階

9. 検収条件

本仕様書に記載の内容を満足し、8. に記載の提出書類が全て提出されていることが確認されたことをもって検収とする。

10. 保証

機器輸送時や点検校正作業中に生じた不具合等（天災及び使用者の責によるものは除く）については、受注者の責において修理を行うこと。

11. 情報セキュリティの確保

受注者（請負者）は、以下の点に留意して情報セキュリティを確保するものとする。

- (1) 受注者は、請負業務の開始時に、請負業務に係る情報セキュリティ対策とその実施方法及び管理体制について原子力規制庁担当者に書面で提出すること。
- (2) 受注者は、原子力規制庁担当者から要機密情報を提供された場合には、当該情

報の機密性を格付けに応じて適切に取り扱うための措置を講じること。

- (3) また、本業務において受託者が作成する情報については、原子力規制庁担当官からの指示に応じて適切に取り扱うこと。
- (4) 受注者は、原子力規制委員会情報セキュリティポリシーに準拠した情報セキュリティ対策の履行が不十分と見なされるとき又は受注者において請負業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて原子力規制庁担当者の行う情報セキュリティ対策に関する監査を受け入れること。
- (5) 受注者は、規制庁担当者から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄すること。
また、請負業務において受注者が作成した情報についても、規制庁担当者からの指示に応じて適切に廃棄すること。
- (6) 受注者は、本業務の終了時に、業務で実施した情報セキュリティ対策を報告すること。

(参考) 原子力規制委員会情報セキュリティポリシー
<https://www.nsr.go.jp/data/000129977.pdf>

12. その他

- (1) 受注者は、本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により難い事由が生じたとき、あるいは本仕様書に記載のない細部については、規制庁担当者とは速やかに協議し、その指示に従うこと。
- (2) 作業実施者は、規制庁担当者とは日本語で円滑なコミュニケーションが可能であり、規制庁担当者との緊密な連絡・協力関係の保持及び十分な支援を提供すること。
- (3) 作業実施者は、規制庁担当者とは日本語で円滑なコミュニケーションが可能であり、規制庁担当者との緊密な連絡・協力関係の保持及び十分な支援を提供すること。
- (4) 本調達において納品される成果物の著作権は、検収合格が完了した時点で、当庁に移転する。受注者は、成果物の作成に当たり、第三者の工業所有権又はノウハウを実施・使用するときは、その実施・使用に対する一切の責任を負う。
- (5) 成果物納入後に受注者の責めによる不備が発見された場合には、受注者は、無償で速やかに必要な措置を講ずること。

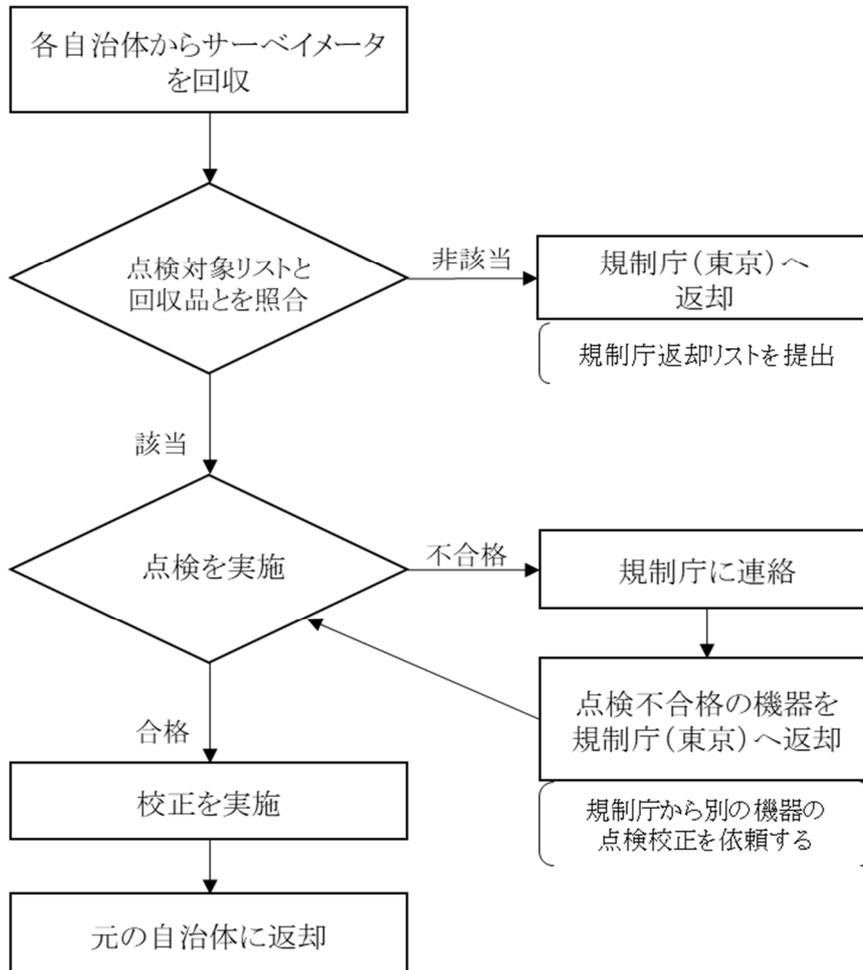
以上

配備場所、回収数量表

地域	自治体名	NaI シンチ 回収台数	GM 回収台数	住所
相双	相馬市	19		相馬市中村字北町 63 番地の 3
	南相馬市	36		南相馬市原町区本町二丁目 27 番地
	檜葉町	4		双葉郡檜葉町大字北田字鐘突堂 5 の 6
	富岡町	8		双葉郡富岡町大字本岡字王塚 622 番地の 1
	大熊町	4		福島県双葉郡大熊町大字大川原字南平 1717
	双葉町	4		福島県いわき市東田町 2 丁目 19-4
	浪江町	9		双葉郡浪江町大字幾世橋字六反田 7-2
	葛尾村	1		双葉郡葛尾村大字落合字落合 16
	新地町	5		相馬郡新地町谷地小屋字樋掛田 30
	飯舘村	4		相馬郡飯舘村伊丹沢字伊丹沢 580-1
いわき	いわき市	171		いわき市平字梅本 21
県北	福島市	151	10	福島市桜木町 8 番 13 号
	二本松市	30		二本松市金色 403 番地 1
	伊達市	34		伊達市保原町字舟橋 180
	本宮市	16		本宮市本宮字万世 26-3
	桑折町	3		伊達郡桑折町字東大隅 18
	国見町	7		伊達郡国見町大字藤田字一丁田二 1 番 7
	川俣町	8		伊達郡川俣町字五百田 30
	大玉村	4	2	安達郡大玉村玉井字星内 70
県中	郡山市	260	4	郡山市朝日一丁目 23-7
	須賀川市	40		須賀川市八幡町 135
	田村市	23	10	田村市船引町船引字畑添 76 番地 2
	鏡石町	7		岩瀬郡鏡石町中央 73 番地
	天栄村	4		岩瀬郡天栄村大字下松本字原畑 78
	石川町	9		石川郡石川町字長久保 185-4
	玉川村	8	1	石川郡玉川村大字小高字中畷 9 番地
	平田村	4		石川郡平田村大字永田字切田 116
	浅川町	4	1	石川郡浅川町大字浅川字背戸谷地 112-15
	三春町	10	1	田村郡三春町字大町 1-2
	小野町	5	1	田村郡小野町大字小野新町字館廻 92
県南	白河市	33		白河市八幡小路 7-1

	西郷村	10		西白河郡西郷村大字熊倉字折口原 40
	泉崎村	4		西白河郡泉崎村大字泉崎字八丸 145
	中島村	3		西白河郡中島村大字滑津字中島西 11-1
	矢吹町	10		西白河郡矢吹町一本木 101
	棚倉町	8		東白川郡棚倉町大字棚倉字中居野 33
	矢祭町	4		東白川郡矢祭町大字東館字館本 66 番地
	塙町	4		東白川郡塙町大字塙字大町三丁目 21 番地
	鮫川村	2		東白川郡鮫川村大字赤坂中野字新宿 39-5
会津	会津若松市	5		会津若松市東栄町 3-46
	喜多方市	22		喜多方市字御清水東 7244-2
	北塩原村	3		耶麻郡北塩原村大字北山字姥ヶ作 3151
	西会津町	4		耶麻郡西会津町野沢字下小屋上乙 3308
	磐梯町	2		耶麻郡磐梯町大字磐梯字中ノ橋 1855
	猪苗代町	8		耶麻郡猪苗代町字城南 100
	会津坂下町	9		河沼郡会津坂下町字市中三番甲 3662
	湯川村	2		河沼郡湯川村大字清水田字長瀨 18 番地
	柳津町	2		河沼郡柳津町大字柳津字下平乙 234 番地
	金山町	2		大沼郡金山町大字川口字谷地 393
	昭和村	1		昭和村大字下中津川字中島 652
	会津美里町	12		大沼郡会津美里町字新布才地 1 番地
南会津	下郷町	4		南会津郡下郷町大字塩生字大石 1000
	桧枝岐村	1		南会津郡檜枝岐村字下ノ原 880 番地
	南会津町	6		南会津郡南会津町田島字後原甲 3531 番地 1
福島県		505	208	福島市杉妻町 2 番 16 号
合計		1558	238	

サーベイメータの点検校正等業務の手順フロー



入札適合条件

令和2年度 放射線測定器（日立アロカ製サーベイメータ TCS-172B 及び TGS-146B）の点検校正業務を実施するにあたり、以下の条件を満たすこと。

- (1) 令和01・02・03年度（平成31・32・33年度）環境省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の「A」、「B」又は「C」の等級に格付けされている者であること。
- (2) 原子力規制委員会情報セキュリティポリシーに準拠した情報セキュリティ対策の履行が確保されていること。
- (3) 点検校正対象機器の取扱操作に習熟し、点検校正に係る技術・知識等を有しており、当該仕様書に示した業務を円滑に遂行できること。
（官公庁等との同様の契約実績を示す契約書類など）
- (4) 国内において機器の点検校正の実施体制が整備されていること。
- (5) 当該仕様書に示した業務の履行に当たり、使用する線源が放射線障害防止法に定める数量を超える場合、放射線取扱主任者が配置可能であること。
- (6) 本業務に関する品質保証体制図を示すこと。その中では、本業務を実施する部門と品質保証部門とが独立していることを明確に記し、かつ、本業務に係る品質保証管理の具体的方法（チェック項目及びその方法等）を示すこと。

本件の入札に参加しようとするものは、上記の（1）から（6）までの条件を満たすことを証明するために、様式1及び様式2の適合証明書等を原子力規制委員会原子力規制庁に提出し、原子力規制庁長官官房放射線防護グループ監視情報課が行う適合審査に合格する必要がある。

なお、適合証明書等（添付資料を含む。）は、正1部、及び副1部を提出すること。

また、適合証明書を作成するに際して質問等を行う必要がある場合には、令和2年10月16日（金）12時までに電子メール又は文書（FAXも可）で、下記の長官官房放射線防護グループ監視情報課に提出すること。

提出先：原子力規制委員会原子力規制庁長官官房放射線防護グループ監視情報課

〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル7階

担 当：加藤、廣井 (kanshi@nsr.go.jp)

TEL：03-5114-2126

FAX：03-5114-2185

(様式1)

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官 殿

所 在 地

商号又は名称

㊦

代表者役職・氏名

㊦

「令和2年度 放射線測定器（日立アロカ製サーベイメータ TCS-172B 及び TGS-146B）の点検校正業務」の入札に関し、応札者の条件を満たしていることを証明するため、適合証明書を提出します。

なお、落札した場合は、仕様書に従い、万全を期して業務を行いますが、万一不測の事態が生じた場合は、原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官の指示の下、全社を挙げて直ちに対応します。

適合証明書

件名：令和2年度 放射線測定器（日立アロカ製サーベイメータ TCS-172B 及び TGS-146B）の点検校正業務

商号又は名称：

条 件	回 答 (○or×)	資料 No.
<p>(1) 令和01・02・03年度（平成31・32・33年度）環境省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の「A」、「B」又は「C」の等級に格付けされている者であること。</p> <p>(2) 原子力規制委員会情報セキュリティポリシーに準拠した情報セキュリティ対策の履行が確保されていること。</p> <p>(3) 点検校正対象機器の取扱操作に習熟し、点検校正に係る技術・知識等を有しており、当該仕様書に示した業務を円滑に遂行できること。 (官公庁等との同様の契約実績を示す契約書類など)</p> <p>(4) 国内において機器の点検校正の実施体制が整備されていること。</p> <p>(5) 当該仕様書に示した業務の履行に当たり、使用する線源が放射線障害防止法に定める数量を超える場合、放射線取扱主任者が配置可能であること。</p> <p>(6) 本業務に関する品質保証体制図を示すこと。その中では、本業務を実施する部門と品質保証部門とが独立していることを明確に記し、かつ、本業務に係る品質保証管理の具体的方法（チェック項目及びその方法等）を示すこと。</p>		

適合証明書に対する照会先

所在地 : (郵便番号も記載のこと)

商号又は名称及び所属 :

担当者名 :

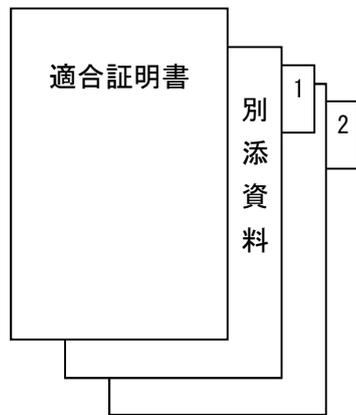
電話番号 :

FAX 番号 :

E-Mail :

記載上の注意

1. 適合証明書の様式で要求している事項については、指定された箇所に記載すること。なお、回答欄には、条件を全て満たす場合は「○」、満たさない場合は「×」を記載すること。
2. 内容を確認できる書類等を要求している場合は必ず添付した上で提出すること。なお、応札者が必要であると判断する場合については他の資料を添付することができる。
3. 適合証明書の説明として別添資料を用いる場合は、当該項目の「資料 No.」欄に資料番号を記載すること。
その場合、提出する別添資料の該当部分をマーカー、丸囲み等により分かりやすくすること。
4. 資料は、日本語（日本語以外の資料については日本語訳を添付）、A4判（縦置き、横書き）で提出するものとし、様式はここに定めるもの以外については任意とする。
5. 適合証明書は、下図のようにまとめ提出すること。



- ①項目ごとにインデックス等を付ける。
- ②紙ファイル、クリップ等により、順序よくまとめ綴じる。